

◎補足 1 定期点検について

定期点検は、国土交通省道路局が地方公共団体向けに整理した「横断歩道橋定期点検要領」に基づき、以下に記載の補足内容を踏まえて実施することを基本とする。

なお、必要に応じて、国土交通省管理横断歩道橋の点検要領として整理されている「歩道橋定期点検要領」を参考にしてもよい。

(1) 定期点検の目的と頻度

定期点検は、5年に1度の頻度で実施することを基本とする。

各施設の点検年次計画は、別紙1「点検・修繕計画」に示す。

(2) 健全性の評価

定期点検では、横断歩道橋の健全度の診断の所見として、横断歩道橋の変状等の原因や状態を推定したうえで、横断歩道橋が置かれる状況を勘案し、横断歩道橋を構成する材料、部材、基礎地盤等がどのような状態となる可能性があるのか、技術的な評価を行う。

1) 横断歩道橋の健全性の診断

横断歩道橋毎の健全性の診断は、次回定期点検までの横断歩道橋の措置の必要性を評価し、表1の区分に分類する。

表1 健全性の診断の区分

区 分		状 態
I	健全	横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	横断歩道橋の機能支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性がある、又は、次回点検までに道路管理瑕疵が問われる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

健全性の診断にあたっては、道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼす恐れを考慮すること、及び、道路の効率的な維持及び修繕の必要性を考慮す

ることが求められる。

横断歩道橋においては、一般に、各部が厳しい応力の状態に置かれるのは、群衆、地震の影響によることが多い。また、架橋位置によっては、出水の影響を受けることもある。

想定される状況毎に構成する部材等がどのような状態になる可能性があるのかを評価するにあたっては、各部が橋梁工学上、構造の安全性に果たすべき役割を考慮する必要がある。そこで、評価は、横断歩道橋を構成する上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部及びその他の接続部に分けて行うことを基本とする。

その上で、群衆、地震、出水等の状況に対して、構成する部材等がどのような状態になる可能性があるのかを評価するにあたっては、横断歩道橋の通行機能や横断歩道橋下の道路の利用に及ぼす影響の程度を推定できるように、以下に区分し、記録する。

A：B，C以外

B：致命的な状態とはならない程度の変状が生じる可能性がある

C：致命的な状態となる可能性がある

健全性の診断の結果の区分のⅠ～Ⅳに分類する場合の措置の基本的な考え方は以下のとおりとする。

Ⅰ：次回定期点検までの間、予定される維持行為等は必要であるが、特段の監視や対策を行う必要のない状態をいう

Ⅱ：次回定期点検までに、長寿命化を行うにあたって時宜を得た修繕等の対策を行うことが望ましい状態をいう

Ⅲ：次回定期点検までに、横断歩道橋の構造安全性の確保のために、修繕等の対策や第三者被害の防止のための措置等を行う必要がある状態をいう

Ⅳ：緊急に対策を行う必要がある状態をいう

2) 部材の区分

なお、部材に変状や異常があるとき、それが横断歩道橋の構造安全性に与える影響は、上部構造、下部構造、上下部接続部、階段部、その他の接続部の部材種別の構成によって異なる。部材等によっては、複数の機能を担うものもあるし、異なる部材が協働して機能を分担しあうこともある。そこで、上部構造が横断歩道橋の荷重を支持、伝達することの信頼性を推定するときには、部材種別を区分単位とし、当該部材群が担

う荷重支持、伝達に対する技従的な評価の観点が必要になる。

その際は、「横断歩道橋定期点検要領」を参考に、部材種別を区分することも有効である。

3) 特定事象の記録

橋梁工学に基づく横断歩道橋の技術的な評価や措置の必要性を検討するにあたっては、確認される変状や複数の部材の状態、及び、劣化や損傷のメカニズムを考慮しておくことが有効となる。表-2 に示す事象については、特定事象としてその有無及び措置方針を記録しておくとい

表2 施設毎の健全性の判定区分

・ 飛来塩分による塩害
・ 防食機能の低下

(3) 様式

様式は、「横断歩道橋定期点検要領」(道路法 77 条に基づく調査)の使用を基本とする。また、全国道路施設点検データベースを活用してもよい。